

提出様式ダウンロード



二次元コード

横浜市 屋外広告物 申請及び届出の提出書類について

検索

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/okugaitetsuzuki/shinseisyorui.html>

＊許可申請・届出は、郵送や窓口でお手続きいただけます。

必要書類 の書類は令和4年4月より 様式を変更しました。		備考 ※印のあるものは、必要な場合のみ御提出いただくものです。	✓
1	許可申請書 (第1号様式)	・ホームページの記入例を参考に、太枠の中をすべて御記入ください。 ・押印は必要ありません。 ※維持管理主任者を設置する必要がある場合は、資格を証する書面のコピーを添付してください。	
2	委任状 【要押印】	※申請手続きを第三者に委任をする場合に必要です。	
3	i マップ	・「i マップ」で検索（横浜市行政地図情報提供システム） ・広告物の設置場所を地図画面上でクリックすると、旗の立った地点の詳細情報（用途地域等）と印刷ボタンが表示されます。縮尺が「1/10000」の地図が表示されたものを出力し、御提出ください。 ・申請前3箇月以内に出力したものを御提出ください。	
4	広告物一覧表	・ホームページの広告物一覧表（Excel 又は PDF）を使用し、同ファイル内の記載例を参考に御記入ください。 ・広告物 No. は、従前の許可書のとおり御記入ください。	
5	屋外広告物点検報告書 (第2号様式の3)	・申請前3箇月以内に点検を実施してください。 ・不良箇所がある場合、補修を実施したうえで、補修欄を御記入ください。 ※有資格者による点検が必要である場合は、資格を証する書面のコピーを添付してください。	
6	広告物の遠景写真	・申請前3箇月以内に撮影した写真を添付してください。 ・設置場所全体の現況が分かる遠景カラー写真	
7	広告物の近景写真	・申請前3箇月以内に撮影した写真を添付してください。 ・各広告物の現況がわかる近景カラー写真 ・従前の許可書のとおり、広告物 No. を御記載ください。	
8	その他	※前回の許可以降、申請者等の住所・氏名、広告物のデザイン変更や撤去等について、必要な手続きが行われていない場合は、併せて必要な届出書等を御提出ください。 ※設置場所が禁止地域や横浜市景観計画に示す「山手地区」等の場合は、展望に関する資料が必要な場合があります。 ホームページの該当箇所を御確認ください。	
9	返信用封筒	・1つの申請につき1枚御用意ください。 ・送付先は、申請者住所（所在地）、又は委任状に記載された受任者の住所（所在地）としてください。 ・定形外封筒（角形2号）に切手を貼付してください。	

【お問合せ】

横浜市都市整備局景観調整課（屋外広告物担当）

電話：045-671-2648

メール：tb-okugai@city.yokohama.jp